

甲州市学校再編審議会設置要綱

令和元年6月28日
教育委員会告示第9号

(目的及び設置)

第1条 少子化により児童生徒数が減少し、多くの小中学校が小規模化している状況の中で、義務教育本来の目的を達成し、将来にわたり学校の適正規模、適正配置が維持できるよう、学校の再編等を審議するため、甲州市学校再編審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、甲州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校の適正規模、適正配置に関すること。
- (2) 学校の統廃合に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地区関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第2条の所掌事務がすべて完了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

5 会議は公開とする。ただし、議長は、公開することが会議の運営に支障があると認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(傍聴)

第8条 審議会の会議の傍聴は、甲州市教育委員会傍聴規則(平成17年教育委員会規則第2号)の規定を準用する。

(会議の記録)

第9条 教育委員会は、次の事項を記載した会議の記録を作成し、遅滞なくこれを公表するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事の概要

(4) その他必要な事項

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。